

医政第382号
平成23年7月6日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部長
(公 印 省 略)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する
法律等の公布について

このことについて、厚生労働省医政局医事課長及び同局看護課長から別添のとおり
情報提供がありましたので、送付します。

なお、下記関係団体等へは、別途送付しておりますので、申し添えます。

記

各市町村

社団法人 熊本県医師会

社団法人 熊本県歯科医師会

社団法人 熊本県看護協会

社団法人 熊本県理学療法士協会

社団法人 熊本県作業療法士会

社団法人 熊本県栄養士会

熊本県公的病院長会

全日本病院協会熊本県支部

全国自治体病院協議会熊本県支部

看護師等学校養成所(25)

医療政策課 総務・医事班 (担当：富野)

TEL：096－333－2205

FAX：096－385-1754

メール：tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp



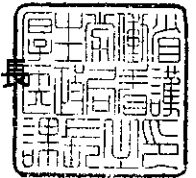
医政医発0622第4号
医政看発0622第1号
平成23年6月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局看護課長



介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布
について（情報提供）

平成23年6月22日付けで「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）が公布されたことを受け、厚生労働省老健局長から各都道府県知事あてに、別添のとおり通知が発出されたところです。

改正法では、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）を改正し、介護福祉士については、都道府県知事の登録を受けた事業所において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等（具体的には、口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養とする予定。）を行うことを業とすることができることとしています。（別添第6の一。平成24年4月1日施行。）

また、その他の介護の業務に従事する者のうち、一定の研修課程を修了したと都道府県知事が認定したものについて、都道府県知事の登録を受けた事業所においては、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として特定行為（喀痰吸引等のうち、修了した研修課程に応じて厚生労働省令で定める行為）を行うことを業とすることができることとしています。（別添第6の二から四まで。平成24年4月1日施行。）

さらに、改正法の施行の際現に介護の業務に従事する者においても、改正法の施行の際現に必要な知識及び技能の修得を終えている特定行為について、喀痰吸引等の研修課程を終了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることにより、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として特定行為（喀痰吸引等

のうち、修了した研修課程に応じて厚生労働省令で定める行為）を行うことを業とすることができるとしています。（別添第6の五。平成24年4月1日施行。）

この新制度の運用に当たっての詳細（喀痰吸引等の範囲、事業所の登録要件、研修課程の内容等）については、本年秋頃を目途として、別途お示しする予定としています。

貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。